

東京都市計画地区計画の決定（港区決定）

都市計画虎ノ門二丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	虎ノ門二丁目地区地区計画
位 置 ※	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内
面 積 ※	約 3.7 h a
地区計画の目標	<p>本地区は、都心に接し、環状2号線に隣接するとともに、地下鉄虎ノ門駅及び地下鉄溜池山王駅に近接した交通利便性の高い地区である。</p> <p>しかし、地区周辺では交通ネットワーク機能とともに、駅施設と周辺市街地を円滑に結ぶ歩行者ネットワーク機能が不足しており、まとまった緑も十分に確保されていない。また、環状2号線の道路整備に合わせたまちの機能更新の必要性も高まっている。</p> <p>また、都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針において、環状2号線の整備とその沿道土地利用の促進を図るとともに、国際金融・業務・商業・文化・交流機能や生活・業務支援機能など多様な機能を備えたにぎわいにあふれた国際性豊かな交流ゾーンを形成することを目標に、「国際化に対応した、教育・医療・情報提供機能を誘導」、「震災等に対応できる都市防災機能の強化」、「道路や敷地内通路等の連携による地上・地下の重層的な歩行者ネットワークを充実・強化」などの方針が挙げられている。</p> <p>このため本地区は、国際性豊かで魅力ある多様な機能導入による国際都市機能の強化、高度防災都市づくりに向けた防災対応力の強化、駅施設と周辺市街地を円滑に結ぶ交通・歩行者ネットワークの拡充及び広場空間の整備により、国際化に対応した複合市街地を形成するとともに、災害に強い安全・安心な市街地を形成する。また、環状2号線を中心とした環境軸や広幅員歩道による緑の軸を創出し、潤いと賑わいのある緑豊かな都市空間の形成を図る。</p>

区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>周辺市街地との調和を図り、国際化に対応した複合市街地を形成するとともに、災害に強い安全・安心な市街地を形成するため、土地利用の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際都市機能の強化のため、国際化に対応した医療、業務機能の導入を図る。 2 防災対応力の強化のため、災害に強い医療機能の導入を図るとともに、災害活動スペースとして転用可能なオープンスペースの整備を図る。 3 駅施設と周辺市街地との円滑な繋がりに配慮した交通・歩行者ネットワークの拡充を図るため、道路交通基盤を整備するとともに、快適で利便性の高い歩行者空間を地上及びデッキレベルで形成する。 4 安全で快適な歩行者空間の確保とともに、緑豊かな都市空間の形成を図るため、歩行者ネットワークの結節点となる場所に、潤いのある広場と緑陰空間など多様な緑化空間を形成する。
	地区施設の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区周辺の交通円滑化に資する道路ネットワークの形成ならびに、放射1号線と補助2号線を結ぶ東西の主要な道路軸の形成を図るため、地区幹線道路を拡幅整備する。 2 開発に伴い発生する交通を円滑に処理するとともに、歩行者が安全に通行できる歩行空間の確保を行うため、区画道路を拡幅整備する。 3 地区周辺において地上レベルの円滑な歩行者ネットワークを形成するため、敷地内で周辺道路と一体となった安全で快適な歩道状空地を整備するとともに、地区南側には、緑の軸となる広がりや厚みをもった緑あふれる潤いのある歩道状空地を整備する。 4 地区周辺との円滑な歩行者ネットワークを形成するため、歩行者の安全性・快適性の向上に資する歩行者専用通路をデッキレベルで整備する。 5 安全で快適な歩行者空間の確保とともに、緑豊かな都市空間の形成を図るため、歩行者ネットワークの結節点となる環状2号線沿い及び地区南側の緑の軸沿いに広場を整備する。また、地区南側の広場においては医療機能と連携した災害活動スペースを確保する。
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区にふさわしい都市機能の誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 2 道路沿道での安全で快適な歩行者環境の形成、ゆとりある市街地環境を確保するため、壁面の位置の制限及び工作物の設置の制限を定める。 3 地域の魅力を高め、良好な都市景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。

地区整備計画	位置	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内						
	面積	約2.9ha						
	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考	
		道路	地区幹線道路※	8.5m～10.5m (全幅15.0m)	約260m	—	—	拡幅
			区画道路※	6.0m～7.0m (全幅12.0～13.5m)	約180m	—	—	拡幅
		その他の公共空地	広場1号	—	—	—	約400㎡	新設(階段含む)
			広場2号	—	—	—	約1,000㎡	新設
			広場3号	—	—	—	約1,400㎡	新設(昇降機含む)
			歩行者専用通路	4m	約330m	—	—	新設(デッキレベル)
			歩道状空地1号	2m	約70m	—	—	新設
			歩道状空地2号	2m	約170m	—	—	新設
			歩道状空地3号	7m	約130m	—	—	新設(植栽含む)
			歩道状空地4号	2m	約90m	—	—	新設
関 建 す 築 る 物 事 等 項 に		建築物等の用途の制限※	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に該当する営業の用に供するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これに類するもの 					

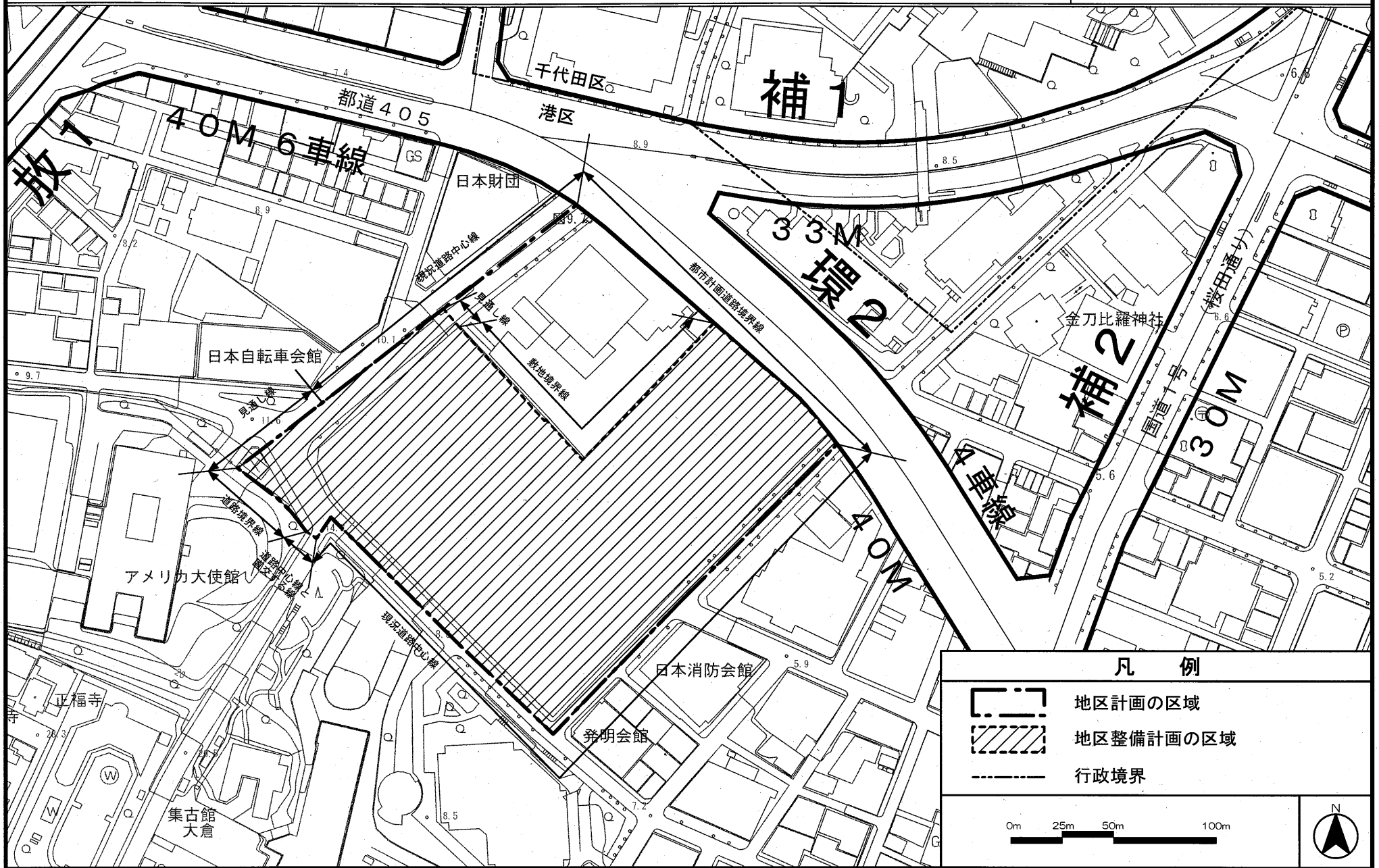
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱又は門若しくは塀は、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける庇その他これらに類するもの 2 給排気施設の部分 3 建築物の出入口の上部に位置する庇の部分 4 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける横断歩行者通路、階段、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	<p>広告物等、交通の妨げとなるような工作物を設置してはならない。</p>
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物及び工作物の外観の色彩は、東京都景観計画並びに港区景観計画の色彩基準に適合し、周辺環境と調和したものとする。 2 建築物及び工作物の形態及び意匠は、東京都景観計画並びに港区景観計画に適合し、良好な都市景観の形成に資するものとする。

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」

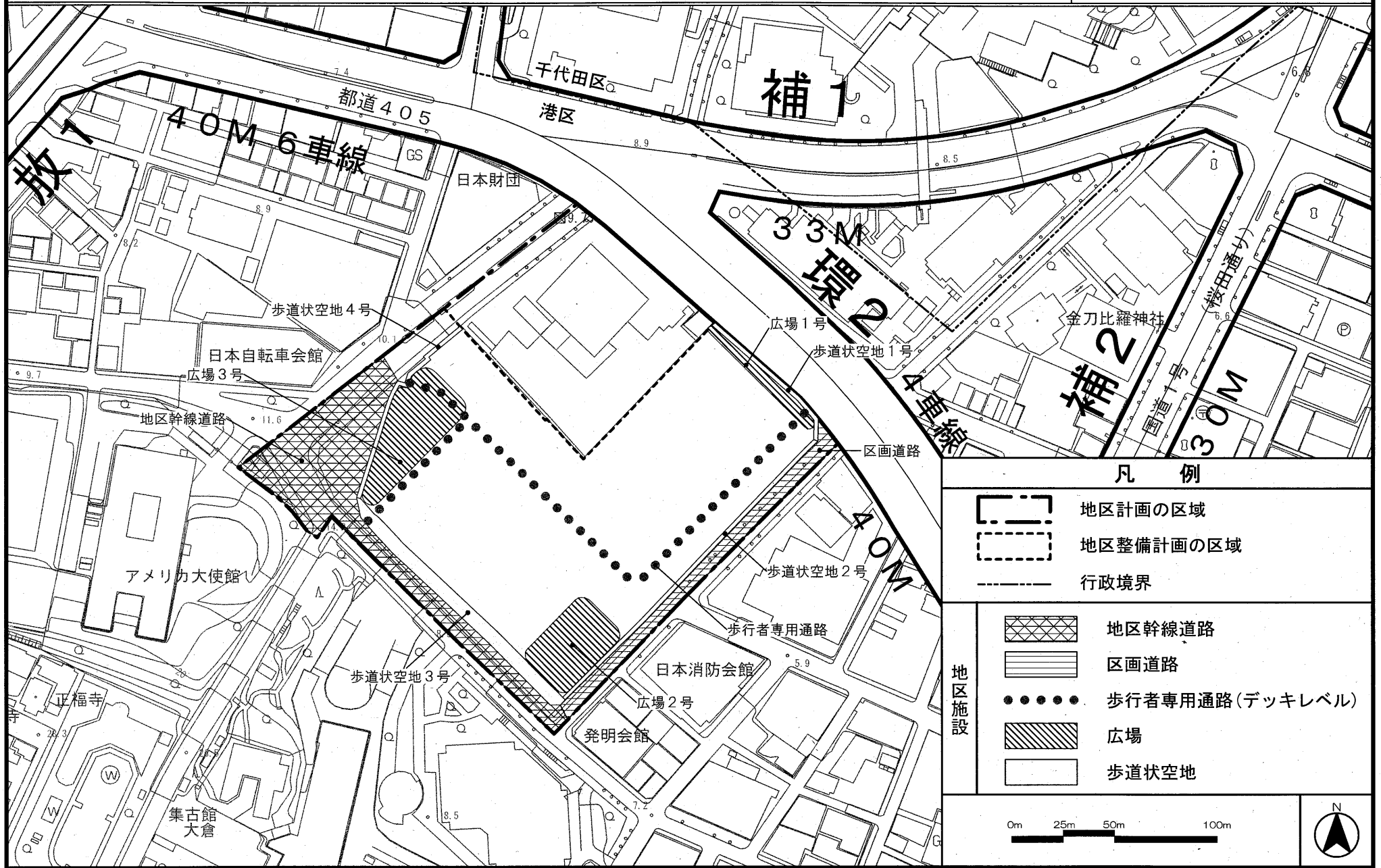
※は知事協議事項

理由：環状2号線の整備とその沿道土地利用の促進の動きに合わせ、国際性豊かで災害に強い安全・安心な市街地形成、環状2号線を中心とした環境軸や広幅員歩道による緑の軸の創出による潤いと賑わいのある緑豊かな都市環境の形成を図るため、地区計画を決定する。

東京都市計画地区計画 虎ノ門二丁目地区地区計画 計画図1 [港区決定]

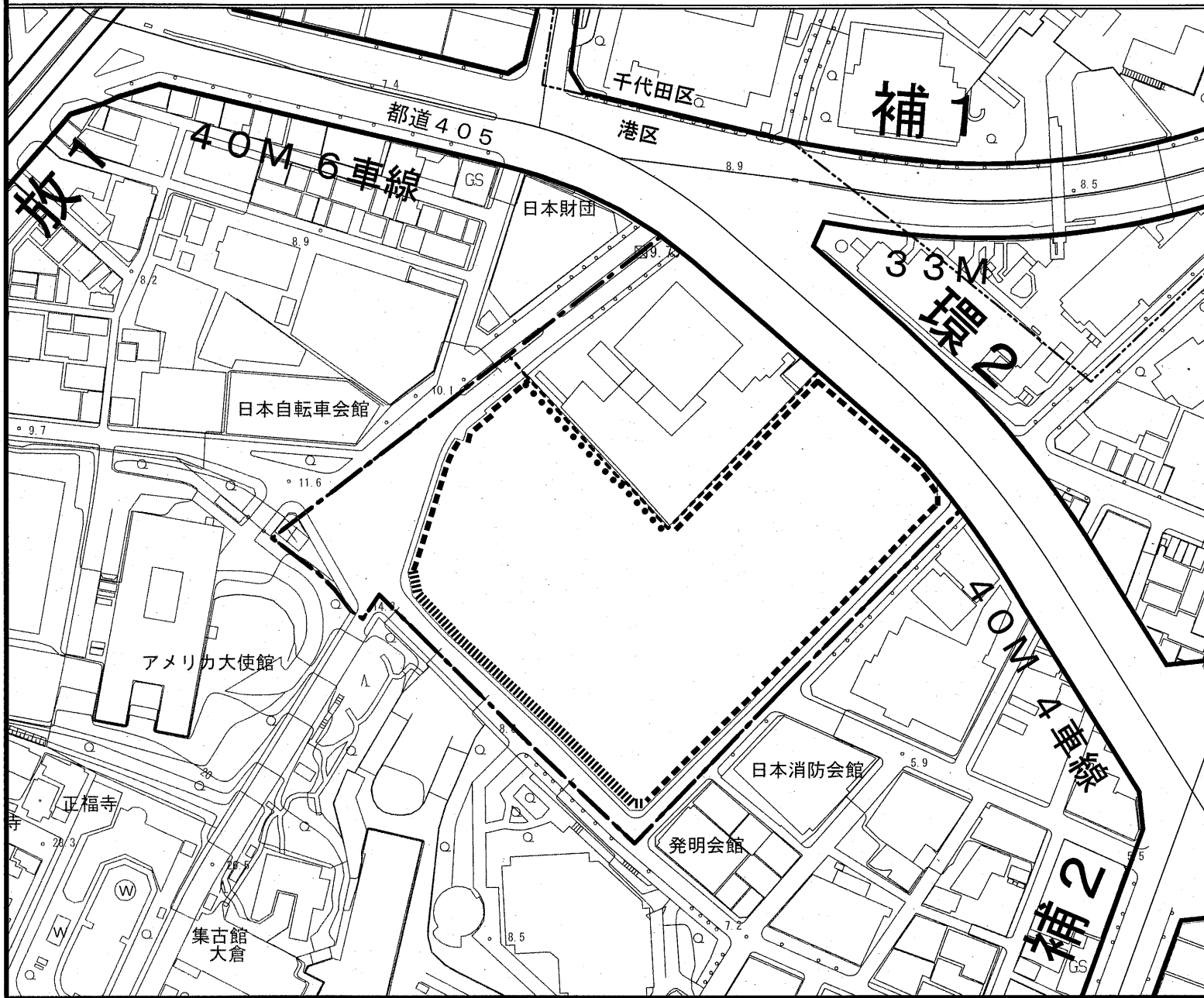


東京都市計画地区計画 虎ノ門二丁目地区地区計画 計画図2 [港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。(承認番号)25都市基街測第204号、平成25年12月20日 (許諾番号)MMT利許第039号-43、平成25年12月24日 (承認番号)25都市基交測第204号、平成25年12月24日

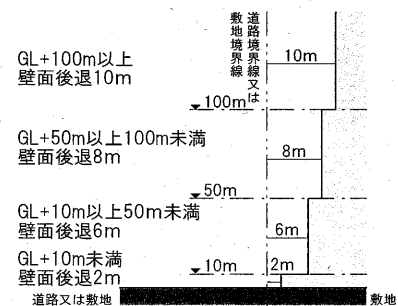
東京都市計画地区計画 虎ノ門二丁目地区地区計画 計画図3 [港区決定]



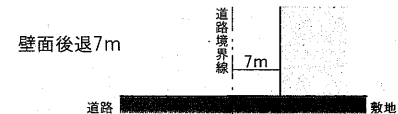
凡例

- 地区計画の区域
- 地区整備計画の区域
- 行政境界

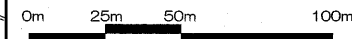
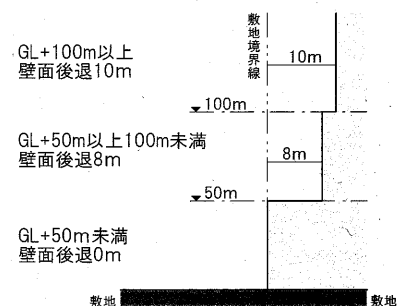
1号壁面



2号壁面



3号壁面



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。(承認番号)25都市基街測第204号、平成25年12月20日 (許諾番号)MMT利許第039号-43、平成25年12月24日 (承認番号)25都市基交測第204号、平成25年12月24日